

第 590 回琵琶湖海区漁業調整委員会結果概要

◎第 590 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

開催日時 : 令和 4 年 8 月 8 日 (月) 14:00 ~ 15:30

開催場所 : 大津合同庁舎 7 A 会議室

出席者 : 委員 8 名、水産課 4 名、水産試験場 1 名、事務局 5 名

(1) 諮問事項

漁業許可の制限措置および申請期間について

・水産課より、随時許可漁業（えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業、引縄釣り漁業）の申請期間が令和 4 年 9 月 30 日をもって期限を迎えるため、引き続き 1 年間許可を受け付けるべく制限措置と申請期間の公示を行うことと、この 10 月 1 日からは漁業を営む者の資格として「滋賀県に住所を有する者」を新たに定めることについて説明があり、異議無く同意することとなりました。

・委員からは、定数はないのか、漁業協同組合に所属している者や水揚げをしている者を許可する制度にすることはできないのかという質問がありました。これに対し水産課から、現在は定数を設けておらず、現行の法律は漁協に所属しているか否かで許可の判断ができる建て付けになっていないが、全ての漁業許可が期限を迎える令和 8 年からは、定数を定める可能性があるほか、年間の操業日数が多い方の優先順位を高くするなど、許可基準や優先順位を定めて許可していくことは可能であると説明がありました。

・委員から、よし巻漁業について、現在よし巻漁業をできる場所がないため許可自体を廃止することはできないか質問がありました。これに対し水産課から、定数を定める上で寄せられた意見を参考にしながら、許可の取り扱いそのものについても検討していきたいと説明がありました。

(2) 協議事項

琵琶湖海区漁場計画の樹立方針について

・水産課より、令和 5 年の漁業権切替えに伴う海区漁場計画の作成に向け、「琵琶湖海区漁場計画樹立方針（案）」の概要の説明と、前回の樹立方針からの変更点についての説明があり、異議無く同意することとなりました。

・委員からは、海区漁場計画作成時に適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）と、そのようには認められない漁業権（非活用漁業権）の判断は委員会か水産課のどちらが行うのかという質問がありました。これに対し水産課から、国からガイドラインが示されており、漁業権の活用状況、漁具の設置状況、資源管理の取組の状況などの様々な視点から、活用漁業権であるか否かの判断について海区委員会のご意見を頂きたいと説明がありました。

(3) 報告事項

(1) 琵琶湖の水産資源対策の状況について

- ・水産課より、琵琶湖漁業の主要魚種であるアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、セタシジミについて、推定資源量と漁獲量の推移および資源量増加のための取組について報告がありました。
- ・委員からは、「ニゴロブナは増えてきたけれども大きなものしかおらず、モロコは増えたが値が付かないから獲られず、いま唯一高価で売れる魚種であるウナギの放流量は少ないという先が見えない状況では資源管理への協力も難しい現状で、「儲かる漁業」とはどのように実現するのか」と質問がありました。これに対し、水産課から「資源が減ってしまったものは増やしていく取組を続け、ホンモロコに代表されるような資源は増えているのに需要が減っているものには、流通販売の課題の解決に向けた取組や、需要喚起につながる取組を進めている」と説明がありました。
- ・市場調査を行い主要ターゲットを絞った商品開発をするなど、従来と違う発想で実験的に取り組む必要があると意見がありました。

(2) アユ資源の状況について

- ・水産試験場より、毎月1回実施している魚群探知機による魚群数調査について、7月分が平年値の123%となり、今年の周回魚探の魚群数は4月を除いておおむね平均並みと報告がありました。
- ・水産試験場より、エリ漁獲魚の平均体長および栄養状態を表す肥満度は漁期当初から平年値を下回り、その原因は餌となるプランクトンが少なかったためと考えられるが、4～5月頃から大きくなっていると報告がありました。
- ・委員からは、現在の琵琶湖の表層と低層の水温と餌の量について質問があり、7月の調査では水温は平年並みであり、餌のミジンコの量は豊富であると水産試験場より説明がありました。
- ・委員から、全層循環はきちんと起きているのかについて質問があり、7月時点の今津沖の深い層の酸素量は平年より少し少ないが無酸素になるほどではないことと、今後温暖化が進み貧酸素の範囲が広がっていくと大きな問題となるため、毎年注意深く調査を行っていくと水産試験場より説明がありました。